

**令和5年**

**老岐市議会定例会6月会議議案**

(令和5年6月15日提出分)

## 令和5年壱岐市議会定例会6月会議議案

- 報告第3号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について
- 報告第4号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について
- 報告第5号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告について
- 報告第6号 令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第7号 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第8号 令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について
- 報告第9号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 報告第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 報告第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 議案第33号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 壱岐市税条例の一部改正について
- 議案第35号 壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第36号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第37号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について
- 議案第39号 財産の取得について
- 議案第40号 令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）

報告第3号

壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

## 専決第2号

### 専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例の一部改正について専決処分する。

令和5年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

## 壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第46条中「15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「

附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項を次のように改める。

24 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類

を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）中「6,90

0円」とあるのは「3, 500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア（ウ）中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の壱岐市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和



25年法律第226号) 附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の壱岐市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第4号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

## 専決第3号

### 専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分する。

令和5年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

## 壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第7項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第8項、第9項、第11項から第14項まで、第17項及び第18項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 報告第 5 号

令和 4 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 4 号）の専決処分の  
報告について

令和 4 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 4 号）について地方自治法第 1 8 0 条第 1 項並びに壱岐市議会基本条例第 1 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項及び壱岐市議会基本条例第 1 2 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 1 5 日提出

壱岐市長 白 川 博 一



令和4年度

一般会計補正予算書

(第14号)

老岐市





## 専決第4号

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

#### 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ319,177千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,332,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		306,521	△16,161	290,360
	1 地方揮発油譲与税	66,874	3,883	70,757
	2 自動車重量譲与税	232,792	△21,006	211,786
	3 航空機燃料譲与税	327	106	433
	4 森林環境譲与税	6,528	856	7,384
3 利子割交付金		1,270	△659	611
	1 利子割交付金	1,270	△659	611
4 配当割交付金		4,958	1,645	6,603
	1 配当割交付金	4,958	1,645	6,603
5 株式等譲渡所得割交付金		1,949	4,451	6,400
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,949	4,451	6,400
6 法人事業税交付金		10,220	19,488	29,708
	1 法人事業税交付金	10,220	19,488	29,708
7 地方消費税交付金		593,649	30,684	624,333
	1 地方消費税交付金	593,649	30,684	624,333
8 ゴルフ場利用税交付金		2,479	△243	2,236
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,479	△243	2,236
9 環境性能割交付金		17,146	1,832	18,978
	1 環境性能割交付金	17,146	1,832	18,978
10 地方特例交付金		12,549	△4,457	8,092
	1 地方特例交付金	12,549	△4,504	8,045
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減取補填特別交付金	0	47	47
11 地方交付税		9,975,221	361,473	10,336,694
	1 地方交付税	9,975,221	361,473	10,336,694
18 寄附金		812,101	△58,604	753,497
	1 寄附金	812,101	△58,604	753,497
19 繰入金		1,216,020	△213,851	1,002,169
	1 基金繰入金	1,216,020	△213,851	1,002,169
22 市債		2,120,400	△445,390	1,675,010
	1 市債	2,120,400	△445,390	1,675,010
23 自動車取得税交付金		0	615	615
	1 自動車取得税交付金	0	615	615
歳入合計		24,651,682	△319,177	24,332,505

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		5,713,301	△268,493	5,444,808
	1 総務管理費	5,368,507	△268,493	5,100,014
3 民 生 費		5,987,301	△8,709	5,978,592
	1 社会福祉費	3,325,033	△2,135	3,322,898
	2 児童福祉費	1,810,193	△6,574	1,803,619
4 衛 生 費		2,413,463	△12,000	2,401,463
	1 保健衛生費	1,359,699	△12,000	1,347,699
	2 清 掃 費	1,053,764	0	1,053,764
5 農 林 水 産 業 費		2,140,292	△11,198	2,129,094
	1 農 業 費	1,180,857	△310	1,180,547
	3 水 産 業 費	917,548	△10,888	906,660
6 商 工 費		581,433	△7,540	573,893
	1 商 工 費	581,433	△7,540	573,893
7 土 木 費		1,568,742	△6,633	1,562,109
	2 道路橋りょう費	934,754	0	934,754
	3 河 川 費	74,888	△2,292	72,596
	4 港 湾 費	86,149	△270	85,879
	5 都市計画費	31,338	△156	31,182
	6 下 水 道 費	132,184	0	132,184
	7 住 宅 費	181,478	△3,915	177,563
8 消 防 費		666,854	△514	666,340
	1 消 防 費	666,854	△514	666,340
9 教 育 費		2,013,215	△4,090	2,009,125
	1 教育総務費	220,663	0	220,663
	2 小 学 校 費	396,822	△147	396,675
	3 中 学 校 費	311,628	△1,449	310,179
	4 幼 稚 園 費	206,589	0	206,589
	5 社会教育費	554,978	△2,368	552,610
	6 保健体育費	106,691	△126	106,565
	7 学校給食費	215,844	0	215,844
10 災 害 復 旧 費		382,269	0	382,269
	2 公共土木施設 災害復旧費	137,710	0	137,710
歳 出 合 計		24,651,682	△319,177	24,332,505

第2表 繰越明許費補正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
5 農林水産業費	3 水産業費	漁港海岸事業	35,000	50,000
合		計	35,000	50,000

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	291,300	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	284,300	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	541,600	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	512,700	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債 (過疎地域持続的 発展特別事業)	336,900	証書 借入	年4.0%以内  (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。	285,500	証書 借入	年4.0%以内  (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。
臨時財政対策債	400,000	証書 借入	年4.0%以内  (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。	111,310	証書 借入	年4.0%以内  (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総 務 債	131,400	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	98,600	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
民 生 債	16,500	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	9,500	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農 林 水 産 債	99,300	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	98,800	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
土 木 債	149,000	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	142,700	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。



(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教 育 債	39,000	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	37,600	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
災害復旧事業債	99,500	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	78,100	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	306,521	△16,161	290,360
3 利子割交付金	1,270	△659	611
4 配当割交付金	4,958	1,645	6,603
5 株式等譲渡所得割交付金	1,949	4,451	6,400
6 法人事業税交付金	10,220	19,488	29,708
7 地方消費税交付金	593,649	30,684	624,333
8 ゴルフ場利用税交付金	2,479	△243	2,236
9 環境性能割交付金	17,146	1,832	18,978
10 地方特例交付金	12,549	△4,457	8,092
11 地方交付税	9,975,221	361,473	10,336,694
18 寄附金	812,101	△58,604	753,497
19 繰入金	1,216,020	△213,851	1,002,169
22 市債	2,120,400	△445,390	1,675,010
23 自動車取得税交付金	0	615	615
歳入合計	24,651,682	△319,177	24,332,505

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	5,713,301	△268,493	5,444,808
3 民生費	5,987,301	△8,709	5,978,592
4 衛生費	2,413,463	△12,000	2,401,463
5 農林水産業費	2,140,292	△11,198	2,129,094
6 商工費	581,433	△7,540	573,893
7 土木費	1,568,742	△6,633	1,562,109
8 消防費	666,854	△514	666,340
9 教育費	2,013,215	△4,090	2,009,125
10 災害復旧費	382,269	0	382,269
歳出合計	24,651,682	△319,177	24,332,505

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
	△115,263	△200,061	46,831
	△9,000	△22,254	22,545
	2,600	△20,701	6,101
	△5,500	△29,857	24,159
	△2,989	△8,769	4,218
	△16,298	△1,508	11,173
	△3,500		2,986
	△2,950	10,695	△11,835
	△3,800		3,800
	△156,700	△272,455	109,978

## 2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	306,521	△16,161	290,360
	1 地方揮発油譲与税	66,874	3,883	70,757
	1 地方揮発油譲与税	66,874	3,883	70,757
	2 自動車重量譲与税	232,792	△21,006	211,786
	1 自動車重量譲与税	232,792	△21,006	211,786
	3 航空機燃料譲与税	327	106	433
	1 航空機燃料譲与税	327	106	433
	4 森林環境譲与税	6,528	856	7,384
1 森林環境譲与税	6,528	856	7,384	
3	利子割交付金	1,270	△659	611
	1 利子割交付金	1,270	△659	611
	1 利子割交付金	1,270	△659	611
4	配当割交付金	4,958	1,645	6,603
	1 配当割交付金	4,958	1,645	6,603
	1 配当割交付金	4,958	1,645	6,603
5	株式等譲渡所得割交付金	1,949	4,451	6,400
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,949	4,451	6,400
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,949	4,451	6,400
6	法人事業税交付金	10,220	19,488	29,708
	1 法人事業税交付金	10,220	19,488	29,708
	1 法人事業税交付金	10,220	19,488	29,708
7	地方消費税交付金	593,649	30,684	624,333
	1 地方消費税交付金	593,649	30,684	624,333
	1 地方消費税交付金	593,649	30,684	624,333

2 地方譲与税 - 7 地方消費税交付金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方揮発油譲与税	3,883	地方揮発油譲与税	3,883
1 自動車重量譲与税	△21,006	自動車重量譲与税	△21,006
1 航空機燃料譲与税	106	航空機燃料譲与税	106
1 森林環境譲与税	856	森林環境譲与税	856
1 利子割交付金	△659	利子割交付金	△659
1 配当割交付金	1,645	配当割交付金	1,645
1 株式等譲渡所得割交付金	4,451	株式等譲渡所得割交付金	4,451
1 法人事業税交付金	19,488	法人事業税交付金	19,488
1 地方消費税交付金	30,684	地方消費税交付金 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	17,184 13,500

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	ゴルフ場利用税交付金	2,479	△243	2,236
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,479	△243	2,236
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,479	△243	2,236

9	環境性能割交付金	17,146	1,832	18,978
	1 環境性能割交付金	17,146	1,832	18,978
	1 環境性能割交付金	17,146	1,832	18,978

10	地方特例交付金	12,549	△4,457	8,092
	1 地方特例交付金	12,549	△4,504	8,045
	1 地方特例交付金	12,549	△4,504	8,045
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	47	47
	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	47	47

11	地方交付税	9,975,221	361,473	10,336,694
	1 地方交付税	9,975,221	361,473	10,336,694
	1 地方交付税	9,975,221	361,473	10,336,694

18	寄附金	812,101	△58,604	753,497
	1 寄附金	812,101	△58,604	753,497
	2 指定寄附金	812,100	△58,604	753,496

19	繰入金	1,216,020	△213,851	1,002,169
	1 基金繰入金	1,216,020	△213,851	1,002,169
	1 基金繰入金	1,216,020	△213,851	1,002,169



8 ゴルフ場利用税交付金 - 19 繰入金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 ゴルフ場利用税交付金	△243	ゴルフ場利用税交付金	△243
1 環境性能割交付金	1,832	環境性能割交付金	1,832
1 地方特例交付金	△4,504	地方特例交付金	△4,504
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	47	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	47
1 地方交付税	361,473	普通交付税 特別交付税	105,849 255,624
1 指定寄附金	△58,604	ふるさと応援寄附金 企業版ふるさと納税寄附金（政策企画課）	△60,604 2,000
1 基金繰入金	△213,851	栽培漁業振興基金繰入金 合併振興基金 ふるさと応援基金 過疎地域持続的発展特別事業基金	△11,057 △80,616 △93,078 △29,100

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
22	市債	2,120,400	△445,390	1,675,010
	1 市債	2,120,400	△445,390	1,675,010
	1 辺地対策事業債	291,300	△7,000	284,300
	2 過疎対策事業債	878,500	△80,300	798,200
	3 臨時財政対策債	400,000	△288,690	111,310
	4 総務債	131,400	△32,800	98,600
	5 民生債	16,500	△7,000	9,500
	6 農林水産債	99,300	△500	98,800
	7 土木債	149,000	△6,300	142,700
	9 教育債	39,000	△1,400	37,600
	10 災害復旧事業債	99,500	△21,400	78,100

23	自動車取得税交付金	0	615	615
	1 自動車取得税交付金	0	615	615
	1 自動車取得税交付金	0	615	615

22 市債 - 23 自動車取得税交付金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 辺地対策事業債	△7,000	辺地対策事業	△7,000
1 過疎対策事業債	△80,300	過疎対策事業 過疎対策事業（過疎地域持続の発展特別事業）	△28,900 △51,400
1 臨時財政対策債	△288,690	臨時財政対策債	△288,690
1 一般単独事業債	△32,800	公共施設等適正管理推進事業	△32,800
1 緊急防災・減災事業債	△6,700	緊急防災・減災事業債	△6,700
3 一般単独事業債	△300	公共施設等適正管理推進事業	△300
1 緊急自然災害防止対策事業債	△200	緊急自然災害防止対策事業債	△200
3 公共事業等債	△300	公共事業等債	△300
1 公営住宅建設事業債	△1,500	公営住宅建設事業	△1,500
2 緊急浚渫推進事業債	△2,000	緊急浚渫推進事業債	△2,000
3 緊急自然災害防止対策事業債	△1,500	緊急自然災害防止対策事業債	△1,500
4 公共事業等債	△1,300	公共事業等債	△1,300
1 緊急防災・減災事業債	△1,400	緊急防災・減災事業	△1,400
1 単独災害復旧事業債	△19,200	公共土木施設等災害復旧事業（現年災単独）	△19,200
2 補助災害復旧事業債	△2,200	公共土木施設等災害復旧事業（現年災補助）	△2,200
1 自動車取得税交付金	615	自動車取得税交付金	615

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	5,713,301	△268,493	5,444,808		△115,263	△200,061	46,831
1 総務管理費	5,368,507	△268,493	5,100,014		△115,263	△200,061	46,831
1 一般管理費	934,433	△16,738	917,695			△5,400	△11,338
3 財政管理費	556,316	30,000	586,316				30,000
5 財産管理費	255,397	△17,379	238,018		△38,400		21,021
6 企画費	2,230,904	△246,014	1,984,890		△59,600	△183,245	△3,169
7 情報管理費	484,920	△18,362	466,558		△17,263	△11,416	10,317

2 総務費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△12,243	一般業務委託料 集落支援員設置業務 △12,243
18 負担金、補助及び交付金	△4,495	運営費補助金 自治公民館運営費 行政協力事務交付金 事業費補助金 安全・安心のまちづくり交付金 △227 △1,007 △3,261
24 積立金	30,000	元金積立金 財政調整基金積立金 30,000
14 工事請負費	△17,379	除却工事 解体工事
7 報償費	△40,000	報償金(品) ふるさと納税返礼品 △40,000
11 役務費	△16,700	通信運搬費 郵便料 運搬料 広告料 手数料 事務処理手数料 △1,500 △4,000 △1,200 △10,000
12 委託料	△10,000	一般業務委託料 乗合タクシー運行業務 ふるさと納税支援業務 △1,000 △9,000
17 備品購入費	△463	重要備品購入費 公用車購入費
18 負担金、補助及び交付金	△118,247	事業費補助金 地方バス路線維持費 長崎県離島航空路線再生 結婚新生活支援事業費補助金 雇用機会拡充事業 離島輸送コスト支援事業 △2,700 △47,347 △2,100 △50,000 △16,100
24 積立金	△60,604	元金積立金 ふるさと応援基金積立金 △60,604
10 需用費	△17,262	修繕料 施設修繕料(災害復旧) △17,262
12 委託料	△1,100	一般業務委託料 システム整備業務 △1,100

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	民生費	5,987,301	△8,709	5,978,592		△9,000	△22,254	22,545
1	社会福祉費	3,325,033	△2,135	3,322,898		△7,400	△3,000	8,265
	1 社会福祉総務費	1,271,313	0	1,271,313		23		△23
	2 社会福祉施設費	162,960	△835	162,125		△7,423		6,588
	3 老人福祉費	98,905	△1,300	97,605			△3,000	1,700
	2	児童福祉費	1,810,193	△6,574	1,803,619		△1,600	△19,254
1	児童福祉総務費	251,463	△5,100	246,363		52	△19,254	14,102
	4 保育所費	693,629	△215	693,414		△300		85
	5 児童福祉施設費	17,290	△1,259	16,031		△1,352		93

4	衛生費	2,413,463	△12,000	2,401,463		2,600	△20,701	6,101
1	保健衛生費	1,359,699	△12,000	1,347,699		2,400	△20,201	5,801
	1 保健衛生総務費	442,159	△8,500	433,659			△13,401	4,901
	2 予防費	313,399	△3,500	309,899		2,400	△6,800	900

3 民生費 - 4 衛生費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源調整)
12 委託料	△85	建設業務委託料 (事業用資産) 設計業務 △85
14 工事請負費	△750	建設工事費 (事業用資産) 改修工事 更新整備工事
18 負担金、補助及び交付金	△1,300	事業費補助金 敬老事業補助金 △1,300
7 報償費	△1,200	賞賜金 (品) 出産祝金 △1,200
19 扶助費	△3,900	扶助費 乳幼児・母子・寡婦福祉医療費 △3,900
14 工事請負費	△110	建設工事費 (事業用資産) 更新整備工事
17 備品購入費	△105	一般備品購入費 庁用器具費
12 委託料	△325	建設業務委託料 (事業用資産) 設計業務 △325
14 工事請負費	△934	建設工事費 (事業用資産) 改修工事

12 委託料	△7,000	一般業務委託料 母子保健検診 △7,000
18 負担金、補助及び交付金	△1,500	事業費補助金 特定不妊治療費助成金 △1,500
12 委託料	△3,500	一般業務委託料 予防接種 (任意接種分) △3,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 清掃費	1,053,764	0	1,053,764		200	△500	300	
2 塵芥処理費	670,722	0	670,722		200	△500	300	

5	農林水産業費	2,140,292	△11,198	2,129,094		△5,500	△29,857	24,159
1	農業費	1,180,857	△310	1,180,547		△4,000	△8,700	12,390
3	農業振興費	133,795	0	133,795		1,000	△7,600	6,600
4	畜産業費	280,470	0	280,470		△4,500	△1,100	5,600
5	農地費	626,326	△310	626,016		△500		190
3	水産業費	917,548	△10,888	906,660		△1,500	△21,157	11,769
1	水産業総務費	147,367	△7,900	139,467		34	△18,457	10,523
2	水産業振興費	463,188	△2,330	460,858			△2,700	370
3	漁港管理費	94,319	△361	93,958		△434		73
4	漁港漁場整備費	124,838	△297	124,541		△800		503
5	漁業集落環境整備費	87,836	0	87,836		△300		300

6	商工費	581,433	△7,540	573,893		△2,989	△8,769	4,218
1	商工費	581,433	△7,540	573,893		△2,989	△8,769	4,218
2	商工振興費	187,685	△2,700	184,985			△3,060	360
4	観光費	254,447	△4,840	249,607		△2,989	△5,709	3,858



4 衛生費 - 6 商工費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源調整)

		(財源調整)
		(財源調整)
18 負担金、補助及び交付金	△310	負担金 県営自然災害防止事業 △71 県営圃場整備事業 △239
18 負担金、補助及び交付金	△7,900	負担金 磯焼け対策協議会負担金 △7,900
18 負担金、補助及び交付金	△2,400	事業費補助金 磯根資源回復促進事業 △2,400
24 積立金	70	元金積立金 沿岸漁業振興基金積立金 70
10 需用費	△197	修繕料 施設修繕料(災害復旧) △197
14 工事請負費	△164	補償工事
12 委託料	△297	建設業務委託料(インフラ資産) 測量設計業務 △297
		(財源調整)

18 負担金、補助及び交付金	△2,700	事業費補助金 ふるさと就職支援事業 △2,700
14 工事請負費	△40	建設工事費(事業用資産) 更新整備工事

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

7		土木費	1,568,742	△6,633	1,562,109		△16,298	△1,508	11,173
	2	道路橋りょう費	934,754	0	934,754		△11,444		11,444
		1 道路橋りょう総務費	14,989	0	14,989		△7,692		7,692
		3 道路橋りょう新設改良費	694,450	0	694,450		△3,752		3,752
	3	河川費	74,888	△2,292	72,596		△4,800		2,508
		1 河川総務費	25,400	△910	24,490		△2,000		1,090
		2 急傾斜地崩壊対策費	49,488	△1,382	48,106		△2,800		1,418
	4	港湾費	86,149	△270	85,879		△898		628
		1 港湾管理費	86,149	△270	85,879		△898		628
	5	都市計画費	31,338	△156	31,182		2,844		△3,000
		2 公園費	29,633	△156	29,477		2,844		△3,000
	6	下水道費	132,184	0	132,184		△500		500
		1 公共下水道費	132,184	0	132,184		△500		500
	7	住宅費	181,478	△3,915	177,563		△1,500	△1,508	△907
		1 住宅管理費	93,035	△2,400	90,635			△1,508	△892
		2 住宅建設費	88,443	△1,515	86,928		△1,500		△15

6 商工費 - 7 土木費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	△4,800	事業費補助金 観光案内所設置補助金 △4,800
		(財源調整)
		(財源調整)
14 工事請負費	△910	維持補修工事費 維持補修工事 (その他)
18 負担金、補助及び交付金	△1,382	負担金 県営急傾斜崩壊対策事業 △1,382
10 需用費	△52	修繕料 施設修繕料 (災害復旧) △52
14 工事請負費	△218	建設工事費 (事業用資産) 災害復旧工事
14 工事請負費	△156	建設工事費 (事業用資産) 改修工事
		(財源調整)
18 負担金、補助及び交付金	△2,400	事業費補助金 住宅リフォーム支援事業 △2,400
14 工事請負費	△1,515	建設工事費 (事業用資産) 改修工事

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8	消防費	666,854	△514	666,340		△3,500		2,986
1	消防費	666,854	△514	666,340		△3,500		2,986
	1 常備消防費	475,716	0	475,716		△957		957
	3 消防施設費	66,207	△514	65,693		△2,543		2,029

9	教育費	2,013,215	△4,090	2,009,125		△2,950	10,695	△11,835	
	1	教育総務費	220,663	0	220,663		172		△172
		2 事務局費	161,393	0	161,393		172		△172
	2	小学校費	396,822	△147	396,675		1,892	7,000	△9,039
		1 学校管理費	315,549	△147	315,402		1,892	△3,000	961
		2 教育振興費	81,273	0	81,273			10,000	△10,000
	3	中学校費	311,628	△1,449	310,179		△1,103	9,500	△9,846
		1 学校管理費	252,397	△1,449	250,948		△1,103	△500	154
		2 教育振興費	59,231	0	59,231			10,000	△10,000
	4	幼稚園費	206,589	0	206,589			△1,945	1,945
		1 幼稚園費	206,589	0	206,589			△1,945	1,945
	5	社会教育費	554,978	△2,368	552,610		689	△2,900	△157
		2 青少年育成費	9,301	0	9,301		2,200	△2,400	200

節		説明
区分	金額	
		(財源調整)
12 委託料	△294	建設業務委託料 (事業用資産) 設計業務 測量設計業務 △132 △162
14 工事請負費	△24	建設工事費 (事業用資産) 新規整備工事
16 公有財産 購入費	△196	土地購入費 土地購入費 (事業用資産) △196

		(財源調整)
10 需用費	△76	修繕料 施設修繕料 (災害復旧) △76
14 工事請負費	△71	建設工事費 (事業用資産) 災害復旧工事
		(財源調整)
12 委託料	△52	建設業務委託料 (事業用資産) 設計業務 △52
14 工事請負費	△1,397	建設工事費 (事業用資産) 改修工事 災害復旧工事
		(財源調整)
		(財源調整)
		(財源調整)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	4 公民館費	222,041	△2,299	219,742		△1,400		△899
	6 文化財保護費	198,944	△69	198,875		△111	△500	542
	6 保健体育費	106,691	△126	106,565		△3,600		3,474
	1 保健体育総務費	106,691	△126	106,565		△3,600		3,474
	7 学校給食費	215,844	0	215,844		△1,000	△960	1,960
	1 学校給食費	215,844	0	215,844		△1,000	△960	1,960

10	災害復旧費	382,269	0	382,269		△3,800		3,800
	2 公共土木施設 災害復旧費	137,710	0	137,710		△3,800		3,800
	1 公共土木施設 災害復旧費	137,710	0	137,710		△3,800		3,800

9 教育費 - 10 災害復旧費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△85	建設業務委託料（事業用資産） 監理業務 <span style="float: right;">△85</span>
14 工事請負費	△2,214	建設工事費（事業用資産） 更新整備工事
14 工事請負費	△69	建設工事費（事業用資産） 改修工事
14 工事請負費	△126	維持補修工事費 維持補修工事（その他）
		(財源調整)

		(財源調整)

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,235,417	19,381,099	1,931,600	2,305,119	19,007,580
(1) 総務	99,872	79,490	98,600	9,087	169,003
(2) 民生	49,252	46,419	9,500	6,229	49,690
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	954,328	818,063	121,200	138,760	800,503
(5) 商工	106,403	100,613	0	7,914	92,699
(6) 土木	424,841	377,981	234,100	59,746	552,335
(7) 公営住宅	871,461	1,039,051	64,400	30,270	1,073,181
(8) 消防	168,068	165,287	15,900	14,703	166,484
(9) 教育	909,468	854,761	37,600	82,284	810,077
(10) 辺地	1,818,873	1,797,523	378,700	248,357	1,927,866
(11) 過疎	6,630,075	6,811,127	971,600	771,653	7,011,074
(12) 合併特例	8,202,776	7,290,784	0	936,116	6,354,668
2. 災害復旧債	662,939	657,874	104,300	70,507	691,667
(1) 補助	271,902	272,507	24,300	32,945	263,862
(2) 単独	391,037	385,367	80,000	37,562	427,805
3. その他	6,331,129	6,257,309	111,310	532,454	5,836,165
(1) 臨時財政対策債	6,296,105	6,222,285	111,310	532,454	5,801,141
(2) 減収補填債	35,024	35,024	0	0	35,024
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合計	27,229,485	26,296,282	2,147,210	2,908,080	25,535,412



## 報告第6号

令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の  
報告について

令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り  
越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

令和4年度 老岐市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	乗合タクシー運行事業	3,513,000	3,050,000	0	0	3,000,000	0	50,000
		地域情報通信推進事業	21,120,000	15,290,000	0	0	0	0	15,290,000
		旧かたばる病院関連施設解体工事	72,000,000	72,000,000	0	0	64,800,000	0	7,200,000
		燃料油価格高騰等に伴う観光需要喚起対策事業	63,024,000	63,024,000	0	55,840,000	0	0	7,184,000
		物価高騰対策産品等消費拡大支援事業	9,625,000	9,489,080	0	9,350,000	0	0	139,080
		米販売価格緊急対策事業	19,082,000	18,849,000	0	6,500,000	0	0	12,349,000
		農産物出荷資材価格高騰対策事業	5,399,000	5,398,019	0	4,800,000	0	0	598,019
		農業生産価格高騰対策事業	4,422,000	778,500	0	700,000	0	0	78,500
		堆肥利用推進対策事業	1,806,000	1,806,000	0	1,600,000	0	0	206,000
		3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム構築業務	5,140,000	5,139,970	0	5,139,000	0	0
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター復旧工事	42,482,000	40,260,000	0	0	0	0	40,260,000
5 農林水産業費	1 農業費	農業用排水路整備事業	55,698,000	55,698,000	0	0	55,600,000	0	98,000
		干害応急対策事業	18,000,000	16,201,000	0	0	0	0	16,201,000
		県営施設整備事業	16,509,000	14,190,090	0	0	13,000,000	0	1,190,090
		土地改良施設維持管理適正化事業	9,042,000	9,042,000	0	0	0	9,000,000	42,000

令和4年度 老岐市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
5 農林水産業費	3 水産業費	漁村再生交付金事業	49,000,000	48,997,000	0	33,600,000	15,300,000	0	97,000
		漁港海岸事業	50,000,000	50,000,000	0	34,017,000	15,900,000	0	83,000
		芦辺港ターミナルビル空調設備改修工事	6,041,000	6,041,000	0	0	6,000,000	0	41,000
		芦辺港ターミナル整備事業	26,500,000	20,830,000	0	0	20,800,000	0	30,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	268,016,000	241,989,754	0	166,647,000	74,600,000	0	742,754
		道路改良費（起債）	80,000,000	68,767,100	0	0	68,600,000	0	167,100
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	10,000,000	7,681,800	0	0	7,600,000	0	81,800
	6 下水道費	下水道事業特別会計繰出金（公共下水道）	13,350,000	11,700,000	0	0	9,500,000	0	2,200,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	210,000,000	180,000,000	0	130,403,273	0	0	49,596,727
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	95,000,000	70,000,000	0	39,601,000	12,800,000	0	17,599,000
		公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）	19,000,000	19,000,000	0	0	19,000,000	0	0
合 計			1,173,769,000	1,055,222,313	0	488,197,273	386,500,000	9,000,000	171,525,040

## 報告第7号

令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の  
報告について

令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌  
年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報  
告する。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

令和4年度 老岐市下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	下水道事業費	2 施設整備費	公共下水道施設改築・改修工事	47,700,000	41,800,000	0	20,400,000	9,700,000	11,700,000	0
合 計			47,700,000	41,800,000	0	20,400,000	9,700,000	11,700,000	0	

報告第8号

令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について

令和4年度壱岐市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

## 令和4年度沓崎市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	資本的収入工事負担金			
1.資本的支出	1.建設改良費	市道東水畑2号線配水管布設替工事	4,300,000	0	4,300,000	4,300,000	0	0		施工方法に係る地権者との協議に不測の日数を要したため。
		合 計	4,300,000	0	4,300,000	4,300,000	0	0		

報告第9号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一



## 専決第5号

### 専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年5月26日専決

壱岐市長 白川博一

### 記

#### 1 損害賠償の相手方

壱岐市郷ノ浦町 個人

#### 2 損害賠償額

201,484円

#### 3 損害賠償の理由

令和5年3月19日午後1時14分頃、壱岐市郷ノ浦町柳田触851番地1店舗駐車場において、市民福祉課地域生活ホームひまわりの家職員が運転する壱岐市公用車に施設入所者を後部座席に同乗の上、買い物支援のため店舗の駐車場に駐車する際、ブレーキ操作を誤って店舗の外壁に衝突し、損害賠償の相手方である同乗者を怪我させた。

報告第10号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

## 専決第6号

### 専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年5月26日専決

壱岐市長 白川博一

### 記

#### 1 損害賠償の相手方

壱岐市郷ノ浦町 法人

#### 2 損害賠償額

10,000円

#### 3 損害賠償の理由

令和5年3月19日午後1時14分頃、壱岐市郷ノ浦町柳田触851番地1当該法人店舗駐車場において、市民福祉課地域生活ホームひまわりの家職員が運転する壱岐市公用車に施設入所者を同乗の上、買い物支援のため当該店舗の駐車場に駐車する際、ブレーキ操作を誤って損害賠償の相手方である法人所有の建物外壁に衝突し汚損させた。

報告第11号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

## 専決第7号

### 専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年5月26日専決

壱岐市長 白川博一

### 記

1 損害賠償の相手方  
壱岐市郷ノ浦町 個人

2 損害賠償額  
87,878円

3 損害賠償の理由

令和5年4月12日午前11時58分頃、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦405番地6郷ノ浦町漁業協同組合駐車場において、水産課職員が運転する壱岐市公用車が、切り返すために車両を後退させた際、駐車場に駐車されていた損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し損傷させた。

## 議案第33号

### 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

#### (提案理由)

人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を廃止する必要があるため、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年壱岐市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項の前の見出し、同項及び第4項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和5年5月8日から適用する。

議案第34号

壱岐市税条例の一部改正について

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。



## 壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の壱岐市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第35号

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

離島振興法に基づく税制特例措置等の対象地区から、過疎地域に係る措置等の対象地区が除外され、重複地区においては、過疎法に基づく税制特例措置等のみが適用されるため、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年壱岐市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内において、離島振興法第20条又は法第24条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域内において、同法第24条」に改める。

第2条中「第12条第3項の表の第3号若しくは第45条第2項の表の第3号又は第12条第3項の表の第1号若しくは第45条第2項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号」に改め、「離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第3号又は」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第36号

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 38 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について

郷ノ浦辺地（変更）、渡良 B 辺地（変更）、初山 A 辺地（変更）、初山 B 辺地（変更）、布気辺地（変更）、深江辺地、諸吉辺地及び住吉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 15 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

（提案理由）

辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。



# 総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 郷ノ浦 辺地

(辺地の人口 448 人)

(辺地の面積 0.4 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町郷ノ浦

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町郷ノ浦43番地5

(3) 辺地度点数

151 点

## 2 公共施設の整備を必要とする事情

郷ノ浦地区機動分団第1小隊の消防ポンプ自動車は、購入後20年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

市道下ル町1号線の新川橋において、定期点検の結果、補修を要する損傷が確認されたことから、壱岐市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修工事を実施する必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	19,877		19,877	19,800
道路	壱岐市	4,000	2,484	1,516	1,500
合計		23,877	2,484	21,393	21,300

# 総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 渡良B 辺地

(辺地の人口 668 人)

(辺地の面積 3.8 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町渡良南触、渡良西触、渡良浦

### (2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町渡良南触385-1

### (3) 辺地度点数

192 点

## 2 公共施設の整備を必要とする事情

市道井良坂線は、麦谷集落から渡良浦集落へと繋がる地元住民の生活にとって非常に重要な路線である。また、本線沿線には造船所や油槽施設が存在するため、大型車両を含めた交通量が非常に多い路線であるが、路線沿いの道路構造物(法面)に変状が確認され、このままの状態では将来的に崩壊の危険があり、道路を利用される第3者への被害が予想されることから、早急な対応が求められており、施設の延命化や機能強化を図る観点からも事業の必要がある。

市道西中線は、郷ノ浦町渡良西触地区の集落をつなぐ重要な生活路線であるが、現況幅員は、2.5mと狭く、線形不良のため、見通しが悪く諸車両の通行に支障を来している。そこで、本路線の改良を行い、交通安全の確保及び日常生活の利便性の向上を図りたい。

市道前目1号線は、小崎漁港と県道渡良浦初瀬線とを結ぶ路線である。本線沿いには、保育園・小学校及び郵便局があり、極めて利用度の高い路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

## 3 公共的施設の整備計画

平成31年度から令和5年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	128,400	86,250	42,150	40,000
道路	壱岐市	61,200		61,200	56,500
道路	壱岐市	36,400		36,400	36,400
合計		226,000	86,250	139,750	132,900

# 総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 初山A 辺地

(辺地の人口 467 人)

(辺地の面積 4.5 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町初山西触、坪触

### (2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町坪触1190番地6

### (3) 辺地度点数

190 点

## 2 公共施設の整備を必要とする事情

市道水畑線は、坪地区と主要地方道渡良浦初瀬線を結ぶ路線である。終点側には、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

市道片原梅津線は、片側切土区間における高さ9m程度の切土法面(無処理斜面)であり、交通量が多い主要な路線である。法面施設の定期点検を実施したところ、当該箇所において、崩壊跡及び不安定な浮石等が確認され、非常に危険な状態であった。浮石落下等による第三者への被害を防止し、交通の安全確保のため早急な対策が必要である。

市道初山中央線は、初山西集落と初山小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車輛と接触する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

市道中山線は地域住民にとって、生活に重要な路線であるが、道路幅員が狭く、危険な状態であることから、交通安全確保のため、道路改良の必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	74,300		74,300	74,300
道路	壱岐市	20,500	13,920	6,580	6,500
道路	壱岐市	41,582	25,357	16,225	16,000
道路	壱岐市	67,000		67,000	67,000
合計		203,382	39,277	164,105	163,800

# 総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 初山B 辺地

(辺地の人口 524 人)

(辺地の面積 5.3 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町初山東触、若松触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町初山東触1584番地3

(3) 辺地度点数

257 点

## 2 公共施設の整備を必要とする事情

市道小場2号線は、初山東地区と主要地方道渡良浦初瀬印通寺線を結ぶ路線である。終点側には、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

市道初山中央線は、初山西集落と初山小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車輛と接触する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

1級市道初山中央線は、県道渡良浦初瀬線と県道初瀬印通寺線を結ぶ幹線道路である。本線西部にJA壱岐市の堆肥センター、キャトルセンターがあるため、大型車や農業機械の通行が多い路線であるが、幅員が狭く、一般車輛との離合が困難な箇所が存在し、住民の生活に支障を来していることから、早急に整備の必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	壱岐市		49,500		49,500	49,500
道路	壱岐市		50,000	34,800	15,200	15,100
道路	壱岐市		174,600		174,600	174,600
合計			274,100	34,800	239,300	239,200

# 総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 布気 辺地

(辺地の人口 316 人)

(辺地の面積 4 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町百合畑触、布気触、上場触

(2) 地域の中心の位置

勝本町布気触970番地1

(3) 辺地度点数

223 点

## 2 公共施設の整備を必要とする事情

市道辻1号線は、百合畑集落と鯨伏小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

市道大清水3号線の大清水橋において、定期点検の結果、補修を要する損傷が確認されたことから、壱岐市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修工事を実施する必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路		壱岐市	21,000	13,800	7,200	7,200
道路		壱岐市	4,000	2,484	1,516	1,500
合計			25,000	16,284	8,716	8,700

# 総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 深江 辺地

(辺地の人口 508 人)

(辺地の面積 5.7 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町深江東触、深江南触、深江本村触、深江栄触、深江鶴亀触、深江平触

### (2) 地域の中心の位置

芦辺町深江東触698番地1

### (3) 辺地度点数

214 点

## 2 公共施設の整備を必要とする事情

市道深江筒城線は、深江地区集落と筒城西触の集落を結ぶ路線である。沿線には県下でも有数の文化財区域である原の辻遺跡が存在することから、諸車両の交通や歩行者も多く、観光面・生活面において重要な路線となっている。しかし、道路幅員が十分に確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

1級市道鶴亀中央線において、既存の法面对策構造物の変状等を把握するために、点検を実施したところ、第三者への被害が想定される異常が確認されたため、早期に現地状況に応じた補修を実施し、交通の安全を確保したい。

## 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	520,300		520,300	520,300
道路	壱岐市	15,300	10,005	5,295	5,200
合計		535,600	10,005	525,595	525,500

# 総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 諸吉 辺地

(辺地の人口 889 人)

(辺地の面積 4.5 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町諸吉二亦触、諸吉東触、諸吉南触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町諸吉二亦触436番地1

(3) 辺地度点数

205 点

## 2 公共施設の整備を必要とする事情

定期点検の結果、市道青嶋線の青島大橋において、補修を要する損傷が確認された。このことから、壱岐市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修工事を実施する必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	57,800	39,054	18,746	18,700
合計		57,800	39,054	18,746	18,700

# 総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 住吉 辺地

(辺地の人口 263 人)

(辺地の面積 4.4 km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町住吉山信触、住吉東触、住吉前触、住吉後触

### (2) 地域の中心の位置

芦辺町住吉東触448番地9

### (3) 辺地度点数

204 点

## 2 公共施設の整備を必要とする事情

2級市道住吉長峰線において、既存の構造物の変状等を把握するために、点検を実施したところ、第三者への被害が想定される異常が確認されたため、早期に現地状況に応じた補修を実施し、交通の安全を確保したい。

## 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	11,700	7,590	4,110	4,100
合計		11,700	7,590	4,110	4,100



## 議案第39号

### 財産の取得について

下記の財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川 博一

### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 財産の種類 | 土地   |
| 2 財産の表示 | 所在：壱岐市郷ノ浦町片原触2792番2 外1筆<br>地目：雑種地<br>面積：16,364.89㎡ |
| 3 取得価格  | 61,368,337円  |
| 4 相手方   | 長崎県知事 大石 賢吾  |

### (提案理由)

壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

## 郷ノ浦港鎌崎地区整備事業

1. 事業目的 旧郷ノ浦町が公共下水道南部処理区の終末処理場用地として、県へ埋立を要請し、郷ノ浦港鎌崎地区において造成整備された用地が確保されていた。
- しかしながら、平成22年の公共下水道事業計画の変更に伴い、南部処理区は廃止となった。
- その後においても、継続して当該用地の取得について、県と調整を図ってきたところ、昨年度、県の払下单価算出方針が見直されたため、当該用地を取得し、企業誘致並びに壱岐市公共施設用地等の地域振興に資する用途に活用する。

2. 事業概要 下記県有地の取得

事業内容	所 在	地目	面 積
	壱岐市郷ノ浦町片原触字川原磯2792番2	雑種地	15,566.95㎡
	壱岐市郷ノ浦町片原触字川原磯2792番19	雑種地	797.94㎡
	合計面積		16,364.89㎡
	単 価		3,750円/㎡
	取得価格		61,368,337円



令和5年度

一般会計補正予算書

(第2号)

老岐市



## 議案第40号

### 令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130,703 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,518,455 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月15日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		9,750,000	4,666	9,754,666
	1 地方交付税	9,750,000	4,666	9,754,666
15 国庫支出金		2,532,865	111,774	2,644,639
	1 国庫負担金	1,619,027	63,756	1,682,783
	2 国庫補助金	905,170	48,018	953,188
16 県支出金		2,032,290	563	2,032,853
	2 県補助金	1,256,825	483	1,257,308
	3 県委託金	60,997	80	61,077
18 寄 附 金		1,010,101	3,100	1,013,201
	1 寄 附 金	1,010,101	3,100	1,013,201
21 諸 収 入		169,461	7,800	177,261
	4 雑 入	138,638	7,800	146,438
22 市 債		2,174,800	2,800	2,177,600
	1 市 債	2,174,800	2,800	2,177,600
歳 入	合 計	24,387,752	130,703	24,518,455

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		143,111	1,214	144,325
	1 議 会 費	143,111	1,214	144,325
2 総 務 費		4,713,406	4,776	4,718,182
	1 総 務 管 理 費	4,406,793	4,776	4,411,569
3 民 生 費		6,209,136	5,595	6,214,731
	1 社 会 福 祉 費	3,479,294	80	3,479,374
	2 児 童 福 祉 費	1,877,151	5,000	1,882,151
	3 生 活 保 護 費	849,368	515	849,883
4 衛 生 費		2,609,520	107,767	2,717,287
	1 保 健 衛 生 費	1,574,981	107,767	1,682,748
5 農 林 水 産 業 費		2,203,543	557	2,204,100
	1 農 業 費	1,082,291	557	1,082,848
6 商 工 費		616,200	2,548	618,748
	1 商 工 費	616,200	2,548	618,748
8 消 防 費		858,122	3,972	862,094
	1 消 防 費	858,122	3,972	862,094
9 教 育 費		2,056,811	4,274	2,061,085
	2 小 学 校 費	350,630	3,834	354,464
	5 社 会 教 育 費	559,256	440	559,696
	7 学 校 給 食 費	284,696	0	284,696
歳 出	合 計	24,387,752	130,703	24,518,455

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教 育 債	50,900	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	53,700	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	9,750,000	4,666	9,754,666
15 国庫支出金	2,532,865	111,774	2,644,639
16 県支出金	2,032,290	563	2,032,853
18 寄附金	1,010,101	3,100	1,013,201
21 諸収入	169,461	7,800	177,261
22 市債	2,174,800	2,800	2,177,600
歳入合計	24,387,752	130,703	24,518,455

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	143,111	1,214	144,325
2 総 務 費	4,713,406	4,776	4,718,182
3 民 生 費	6,209,136	5,595	6,214,731
4 衛 生 費	2,609,520	107,767	2,717,287
5 農 林 水 産 業 費	2,203,543	557	2,204,100
6 商 工 費	616,200	2,548	618,748
8 消 防 費	858,122	3,972	862,094
9 教 育 費	2,056,811	4,274	2,061,085
歳 出 合 計	24,387,752	130,703	24,518,455

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			1,214
		5,300	△524
4,087			1,508
107,767			
483			74
		1,000	1,548
		3,400	572
	2,800	1,200	274
112,337	2,800	10,900	4,666

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
11		地方交付税	9,750,000	4,666	9,754,666
	1	地方交付税	9,750,000	4,666	9,754,666
	1	1 地方交付税	9,750,000	4,666	9,754,666

15		国庫支出金	2,532,865	111,774	2,644,639
	1	国庫負担金	1,619,027	63,756	1,682,783
	2	2 衛生費国庫負担金	9,108	63,756	72,864
	2	国庫補助金	905,170	48,018	953,188
	2	2 民生費国庫補助金	140,475	4,007	144,482
	3	3 衛生費国庫補助金	60,322	44,011	104,333

16		県支出金	2,032,290	563	2,032,853
	2	県補助金	1,256,825	483	1,257,308
	4	4 農林水産業費県補助金	720,556	483	721,039
	3	県委託金	60,997	80	61,077
	7	7 民生費県委託金	0	80	80

18		寄附金	1,010,101	3,100	1,013,201
	1	寄附金	1,010,101	3,100	1,013,201
	2	2 指定寄附金	1,010,100	3,100	1,013,200

21		諸収入	169,461	7,800	177,261
	4	雑入	138,638	7,800	146,438
	3	3 雑入	135,646	7,800	143,446

11 地方交付税 - 21 諸収入  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	4,666	普通交付税	4,666

1 予防接種対策費負担金	63,756	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	63,756
1 社会福祉費補助金	257	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	257
2 児童福祉費補助金	3,750	保育対策総合支援事業費補助金	3,750
1 保健衛生費補助金	44,011	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	44,011

1 農業費補助金	483	ながさき水田農業生産強化支援事業 集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金	221 262
1 社会福祉費委託金	80	国民生活基礎調査委託金	80

1 指定寄附金	3,100	企業版ふるさと納税寄附金（商工振興課）	3,100

4 雑入（危機管理課）	2,000	コミュニティ助成金	2,000
6 雑入（政策企画課）	4,400	コミュニティ助成金	4,400
28 雑入（消防本部）	1,400	コミュニティ助成金	1,400

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市債	2,174,800	2,800	2,177,600
	1	市債	2,174,800	2,800	2,177,600
		9 教育債	50,900	2,800	53,700

節		説明
区分	金額	
4 防災対策事業債	2,800	防災基盤整備事業 2,800

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1	議会費	143,111	1,214	144,325				1,214	
	1	議会費	143,111	1,214	144,325				1,214
	1	1 議会費	143,111	1,214	144,325				1,214

2	総務費	4,713,406	4,776	4,718,182			5,300	△524	
	1	総務管理費	4,406,793	4,776	4,411,569			5,300	△524
	6	企画費	2,647,647	4,400	2,652,047			5,300	△900
	12	新型コロナ ウイルス感 染症対応事 業費	141,939	376	142,315				376

3	民生費	6,209,136	5,595	6,214,731	4,087			1,508
	1	社会福祉費	3,479,294	80	3,479,374	80		
	1	1 社会福祉総 務費	1,280,325	80	1,280,405	80		
	2	児童福祉費	1,877,151	5,000	1,882,151	3,750		1,250
	4	4 保育所費	713,343	5,000	718,343	3,750		1,250
	3	生活保護費	849,368	515	849,883	257		258
	1	1 生活保護総 務費	86,559	515	87,074	257		258



1 議会費 - 3 民生費  
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	850	会計年度任用職員報酬	850	
3 職員手当等	146	期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム	146	
4 共済費	178	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料	74 104	
8 旅費	40	費用弁償	40	

18 負担金、補助及び交付金	4,400	事業費補助金 コミュニティ助成事業	4,400	
22 償還金、利子及び割引料	376	返納金 国庫支出金精算返納金	376	

1 報酬	69	その他非常勤職員報酬 調査員報酬	69	
10 需用費	9	消耗品費	9	
11 役務費	2	通信運搬費 郵便料	2	
18 負担金、補助及び交付金	5,000	事業費補助金 保育所等業務効率化推進事業	5,000	
18 負担金、補助及び交付金	515	負担金 縣市町村行政振興協議会	515	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4	衛生費	2,609,520	107,767	2,717,287	107,767			
	1	保健衛生費	1,574,981	107,767	1,682,748	107,767		
		2 予防費	125,809	107,767	233,576	107,767		

5	農林水産業費	2,203,543	557	2,204,100	483			74
	1	農業費	1,082,291	557	1,082,848	483		74
		3 農業振興費	148,986	557	149,543	483		74

6	商工費	616,200	2,548	618,748			1,000	1,548
	1	商工費	616,200	2,548	618,748		1,000	1,548
		2 商工振興費	194,088	2,548	196,636			2,548

4 衛生費 - 6 商工費  
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報 酬	733	会計年度任用職員報酬		733
7 報 償 費	5,444	報償金(品) 謝礼金		5,444
8 旅 費	33	費用弁償		33
10 需 用 費	859	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料 物品修繕料 医薬材料費		401 50 300 88 20
11 役 務 費	3,265	通信運搬費 郵便料 運搬料 手数料 事務処理手数料		3,090 10 165
12 委 託 料	97,419	一般業務委託料 廃棄物処理 システム整備業務 予防接種(任意接種分) 新型コロナウイルス予防接種関連業務		18 2,171 66,456 28,774
13 使用料及び 賃借料	14	賃借料 物品借上料		14

18 負担金、補助 及び交付金	557	事業費補助金 ながさき水田農業生産強化支援事業 集落営農活性化プロジェクト促進事業		295 262
--------------------	-----	---	--	------------

14 工事請負費	2,548	建設工事費(事業用資産) 改修工事		
----------	-------	----------------------	--	--

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 観光費	275,617	0	275,617			1,000	△1,000

8	消防費	858,122	3,972	862,094			3,400	572
1	消防費	858,122	3,972	862,094			3,400	572
1	常備消防費	686,098	478	686,576			400	78
2	非常備消防費	97,097	1,494	98,591			1,000	494
5	災害対策費	10,695	2,000	12,695			2,000	

9	教育費	2,056,811	4,274	2,061,085		2,800	1,200	274
2	小学校費	350,630	3,834	354,464		2,800		1,034
1	学校管理費	287,762	3,834	291,596		2,800		1,034
5	社会教育費	559,256	440	559,696			200	240
1	社会教育総務費	84,451	440	84,891				440
6	文化財保護費	233,774	0	233,774			200	△200
7	学校給食費	284,696	0	284,696			1,000	△1,000
1	学校給食費	284,696	0	284,696			1,000	△1,000

6 商工費 - 9 教育費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源調整)

10 需用費	129	消耗品費	129
17 備品購入費	349	一般備品購入費 機械器具費	
10 需用費	1,494	消耗品費 被服費	1,494
18 負担金、補助 及び交付金	2,000	事業費補助金 コミュニティ助成事業	2,000

14 工事請負費	3,834	建設工事費 (事業用資産) 改修工事	
12 委託料	440	一般業務委託料 平和学習事業開催業務	440
		(財源調整)	
		(財源調整)	

# 給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	年間支給率 期末手当	そ の 他 手 当	計				
補正後	長 等	3		23,232	3.30月分 7,651	2,237	33,120	3,258	36,378	
	議 員	15	55,860		3.30月分 17,666		73,526	17,218	90,744	
	その他	1,746	108,573				108,573		108,573	
	計	1,764	164,433	23,232	25,317	2,237	215,219	20,476	235,695	
補正前	長 等	3		23,232	3.30月分 7,651	2,237	33,120	3,258	36,378	
	議 員	15	55,860		3.30月分 17,666		73,526	17,218	90,744	
	その他	1,745	108,504				108,504		108,504	
	計	1,763	164,364	23,232	25,317	2,237	215,150	20,476	235,626	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	1	69				69		69	
	計	1	69				69		69	

1. 一般職

(1) 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(406) 171	435,317	403,132	175,761	1,014,210	175,572	1,189,782	
補正前	(403) 171	433,734	403,132	175,615	1,012,481	175,394	1,187,875	
比 較	(3)	1,583		146	1,729	178	1,907	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当  の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後			8,027	2,784	12,900			960		
	補正前			8,027	2,784	12,900			960		
	比 較										
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	146,665		4,425							175,761
	補正前	146,519		4,425							175,615
	比 較	146									146

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,381,099	19,007,580	2,096,600	2,469,652	18,634,528
(1) 総務	79,490	169,003	0	9,092	159,911
(2) 民生	46,419	49,690	44,800	2,260	92,230
(3) 衛生	0	0	89,100	0	89,100
(4) 農林水産	818,063	800,503	59,100	126,782	732,821
(5) 商工	100,613	92,699	0	10,497	82,202
(6) 土木	377,981	552,335	124,700	54,974	622,061
(7) 公営住宅	1,039,051	1,073,181	199,300	42,305	1,230,176
(8) 消防	165,287	166,484	156,300	20,668	302,116
(9) 教育	854,761	810,077	53,700	83,899	779,878
(10) 辺地	1,797,523	1,927,866	238,700	292,836	1,873,730
(11) 過疎	6,811,127	7,011,074	1,130,900	746,804	7,395,170
(12) 合併特例	7,290,784	6,354,668	0	1,079,535	5,275,133
2. 災害復旧債	657,874	691,667	0	89,537	602,130
(1) 補助	272,507	263,862	0	35,467	228,395
(2) 単独	385,367	427,805	0	54,070	373,735
3. その他	6,257,309	5,836,165	81,000	559,631	5,357,534
(1) 臨時財政対策債	6,222,285	5,801,141	81,000	555,253	5,326,888
(2) 減収補填債	35,024	35,024	0	4,378	30,646
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合 計	26,296,282	25,535,412	2,177,600	3,118,820	24,594,192